

商品概要書

新 がんベスト・ゴールドα

無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2017)

がん治療をあきらめない

特長 1 一時金でお支払い

初めて悪性新生物と診断確定されたら、治療方法にかかわらず、**最高300万円**をまとめてお支払いします。

※悪性新生物診断給付金額と悪性新生物初回診断一時金額をあわせて300万円まで設定いただけます。

特長 2 複数回のお支払い

特長 2 複数回のお支払い

悪性新生物診断給付金は支払事由に該当する限り、通院治療でも**回数無制限**でお支払いします(2年に1回を限度)。治療が長期化した場合の治療費の負担にも備えられます。

特長 3 再発治療等にも備える

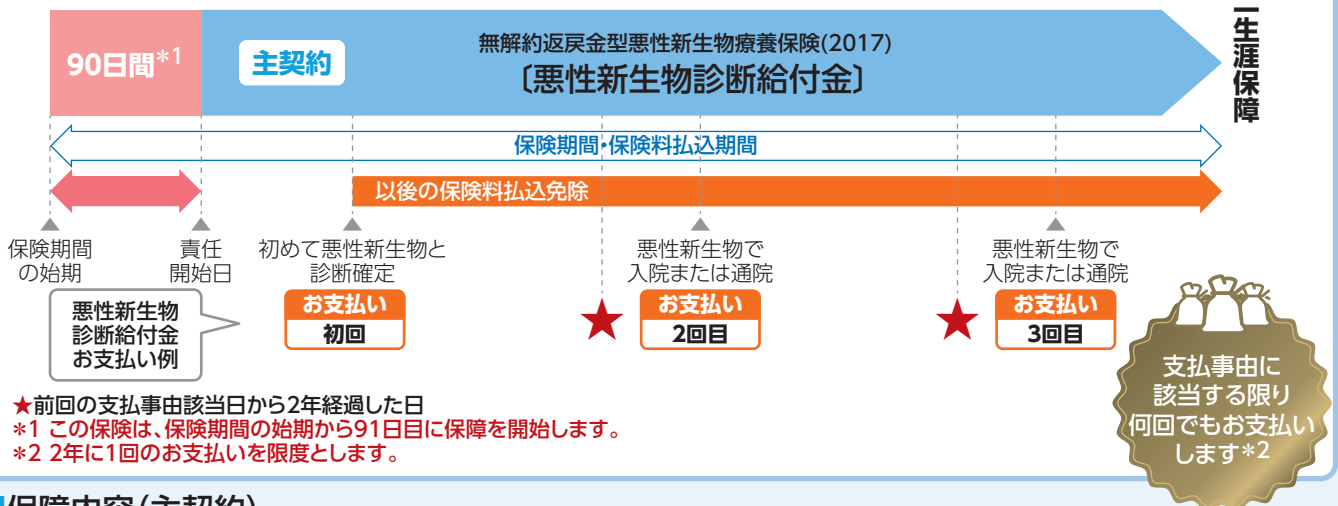
悪性新生物診断給付金の2回目以降のお支払時には**最高600万円**をまとめてお支払いします。

※悪性新生物診断給付金割増給付特則を付加した場合。
※悪性新生物診断給付金額と悪性新生物診断給付金割増給付特則の支払額をあわせて600万円まで設定いただけます。

特長 4 がん治療をサポート

がん治療に関する相談サービスなどを含む、「FWD富士生命健康サービス」をご利用いただけます。

【しくみ図(例)】 保険期間・保険料払込期間:終身



保障内容(主契約)

給付金名等	支払事由等	支払額	支払限度
悪性新生物診断給付金	【初回のお支払い】初めて悪性新生物と診断確定されたとき 【2回目以降のお支払い】前回の支払事由が当該日から2年経過後に、悪性新生物により入院をしたとき(入院を継続しているときを含む)、または通院をしたとき	悪性新生物診断給付金額	通算限度なし(2年に1回を限度)
死亡給付金	[全期払]死亡給付金はありません。 [短期払]保険料払込期間満了後に死亡したとき ※保険料払込期間中の死亡給付金はありません。	悪性新生物診断給付金額×10%	—
保険料払込免除	初めて悪性新生物と診断確定されたとき		

※全期払とは保険期間と保険料払込期間が同一のご契約、短期払とは保険料払込期間が保険期間より短いご契約のことをいいます。

推奨ポイント

初めて「悪性新生物」と診断確定されたら、**まとまった金額が受け取れる一時金給付タイプのがん保険です。**

- ✓ 治療方法にかかわらず、給付金を一括で受け取れます。受け取った給付金は自由に使うことができます。
- ✓ 初めて悪性新生物と診断確定された場合、以後の保険料の払込みは免除され、保障はそのまま続きます。
- ✓ 悪性新生物診断給付金は複数回の支払が可能であり、例えば悪性新生物と診断確定されてから2年経過後も通院治療を継続しているような場合は給付金を再度お支払いします。
- ✓ 「FWD富士生命健康サービス」では、がん治療相談サービスなどを含む充実のサービスをご利用いただけます。
- 特約・特則を付加することで、以下のように保障を手厚くすることができます。
- ✓ 再発などによって、治療費が増える場合に備え、悪性新生物診断給付金の2回目以降の受取時に給付金を上乗せすることができます。
- ✓ 抗がん剤・ホルモン剤治療(再発予防を目的とする抗がん剤・ホルモン剤投与なども含む)による入院・通院や、女性特有のがんの治療などにも備えることができます。

※「FWD富士生命健康サービス」はFWD富士生命保険(株)の業務委託先であるティーパック(株)が提供いたします。

■ 主な取扱規定

主契約の最高給付金額	300万円 ※悪性新生物初回診断一時金額とあわせて300万円 ※悪性新生物診断給付金割増給付特則の支払額とあわせて600万円	主契約の最低給付金額	50万円
保険期間	終身	保険料払込期間	終身・65歳・60歳
契約年齢範囲	0歳(生後15日以上)～80歳 ※保険料払込期間によって異なります。	保険料払込方法	月払・半年払・年払
解約返戻金	[全期払] 解約返戻金はありません。 [短期払] 保険料払込期間満了後に解約したとき、悪性新生物診断給付金額の10%をお支払いします。 ※保険料払込期間中の解約返戻金はありません。		
配当金	なし		

※条件によっては、ご希望の悪性新生物診断給付金額にてご加入いただけない場合があります。

■ 付加できる特約・特則について

※ご契約の内容によっては、付加できない場合があります。

特約・特則名	給付金名	支払事由	支払限度
悪性新生物診断給付金割増給付特則*	悪性新生物診断割増給付金	主契約の悪性新生物診断給付金の支払事由に該当したとき。ただし、初めて悪性新生物と診断確定されて支払事由に該当した場合を除きます。	通算限度なし (2年に1回)
上皮内新生物診断給付金特約(2017)	上皮内新生物診断給付金	上皮内新生物と診断確定されたとき	通算限度なし (2年に1回)
悪性新生物初回診断一時金特約(2017)*	悪性新生物初回診断一時金	初めて悪性新生物と診断確定されたとき	1回
がん先進医療特約(2017)	がん先進医療給付金	がん(上皮内新生物・悪性新生物)により、先進医療による療養を受けたとき	通算限度: 2,000万円
	がん先進医療一時金	がん先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	—
がん治療給付金特約(2017)	抗がん剤治療給付金	がん(上皮内新生物・悪性新生物)により、所定の抗がん剤治療またはホルモン剤治療(再発予防を目的とした投与・処方を含む)のため、入院または通院をしたとき	通算限度なし (同一月に1回)
	がん放射線治療給付金	がん(上皮内新生物・悪性新生物)により、所定の放射線治療を受けたとき	通算限度なし (同一月に1回)
女性がんケア特約(2017)	女性がん手術給付金	がん(上皮内新生物・悪性新生物)により、次のいずれかの手術を受けたとき A: 乳房観血切除術 B: 卵巣観血切除術 C: 子宮観血切除術	A: 片側1乳房につき1回 B: 2回 C: 1回
	乳房再建術給付金	女性がん手術給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた乳房について乳房再建術を受けたとき	片側1乳房につき1回
がん手術特約(2017)	がん手術給付金	がん(上皮内新生物・悪性新生物)により、所定の手術を受けたとき	通算限度なし (ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによるがん手術は60日に1回)
がん疼痛ケア給付金特約(2017)	がん疼痛ケア給付金	がん(上皮内新生物・悪性新生物)のがん性疼痛緩和を目的として、所定の入院または通院をしたとき	通算限度: 12回 (同一月に1回)

* 悪性新生物診断給付金割増給付特則と悪性新生物初回診断一時金特約(2017)を同時に付加することはできません。

- この保険は、保険期間の始期から91日目に保障を開始します。
- この資料は、2017年9月1日現在のお取扱い内容に基づき作成されています。
- この資料では、保険商品の概要をご案内しています。保険商品の詳細につきましては、「パンフレット」、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、及び「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

【引受保険会社】

FWD富士生命保険株式会社

本社 〒105-8633 東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル
 ホームページ www.fwdfujilife.co.jp
 総合サービスセンター 0120-211-901 (通話料無料)
 受付時間: 月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～18:00

【募集代理店】

ほけん百花

いずみライフデザイナーズ株式会社

〒107-0052 東京都港区赤坂3-3-5 住友生命山王ビル9F
 Tel. 0120-880-167 (03-5549-6191) Fax. 03-5549-6195